

議員（中野 一郎）

5番 中野 一郎でございます。よろしくお願いします。

次の3点について質問いたします。

1、道路整備の優先順位について、2、婚活・終活について、3、教職員の働き方改革について。

以上、3点について質問いたします。

まず、道路整備の優先順位についてです。

快適な都市空間の形成のためには、安全で利便性の高い道路の存在が条件の一つです。安全で快適な道路環境を確保するため、道路の整備や自転車と歩行者、車が共存する安全な道路環境への取り組みが求められています。そのような中、平成31年度施政方針の快適な都市空間の形成の中で町長は、道路整備につきましては舗装路面性状調査の結果に基づく整備計画を策定し、計画的に進めてまいりますと述べられています。

そこで、道路整備の状況等について、次の3点についてお伺いします。

まず、舗装路面性状調査の結果についてお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の舗装路面性状調査の結果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

道路の舗装路面性状調査につきましては、平成30年度に町道の431路線、延長で約133.6キロについて調査を行っており、調査の内容については路面のひび割れ、わだち掘れ、平たん性等を路面性状測定車で走行しながらの路面状況の撮影、測定を実施いたしました。

調査の結果につきましては、早急に修繕が必要な箇所がある路線が47路線、修繕が必要、または修繕を行うことが望ましい箇所がある路線が164路線、修繕を必要としない路線が220路線で、延長については早急に修繕が必要な状況にある道路延長は約25キロで、全体の18%に当たります。また、調査結果をもとに舗装の損傷状況、路線の重要性、交通量及び事業費等も含め、客観的な修繕の優先順位の指標についても検討を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

続いて、市町村の行う道路調査とは、道路整備チェックリストをつくり、交通量、整備コスト、迂回路の状況、沿道利用の状況などの評価項目ごとに配点する仕組みをつくることだと思います。それによって、公平で透明性のある道路整備を進め、道路整備の優先路などを作成する必要があると思います。今後の道路整備の町の考え方をお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の道路整備計画並びに今後の道路整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

道路整備計画についてですが、議員のご質問にもありますように、安全で快適な道路環境を確保するには町全体の道路調査を行い、道路整備計画を策定し、事業を計画的に推進していくことが必要だと思います。

本町が進めます道路事業については、国の交付金事業等で行う幹線道路の整備や、県の補助事業を利用した町道の新設や拡幅工事があり、併せて既存道路の維持管理がございます。今後も道路整備事業を進める上では、町の都市計画やまちづくりにおいても道路整備の進め方が大変重要だと考えております。また、昨年度に実施いたしました舗装路面性状調査の結果と課題を整理検討し、さらには地域の特性や地元の要望等を勘案し、道路利用者が安全で利用しやすい道路整備計画の策定に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、町道と認定されていない生活道路についてお伺いします。

生活道路は幹線道路に比べ、大型車交通量等路面の劣化に大きく影響する外的要因は少なく、そのため路面の劣化速度も緩やかです。それでも、建設から何十年もたてば、時間の経過とともに舗装路面や舗装構造の劣化が進行して、それによる走行の安全性や快適性が損なわれる恐れがあります。特に、自動車だけでなく自転車、歩行者の安全性を低下させ、事故に結びつく危険性があります。生活道路は幹線道路に比べてはるかに多いことから、日常的な維持管理業務と密着した計画的な維持補修計画が必要と思われます。この生活道路についての合理的な点検補修計画について、町の考え方をお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の町道と認定されていない生活道路についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町道に認定されていない道路については、一般的に生活道として区分された道路で、その中には町が農道整備事業として整備した道路や寄附により町の公共用財産として登録された公衆用道路、地方分権一括法により国より移管された法定外公共物の農道等、また個人の名義で所有された私道、自治会等が町の補助を受け整備された道路など、様々な所有、管理形態を持った道路がございます。これまでも住民の皆様から生活道路の維持管理として様々なご要望をいただいておりますが、町道及び町所有地以外の道路については台帳等の整備管理はされておらず、所有者や維持管理情報が把握できていないことから、その都度管理主体が誰になるのか、所有の形態や道路として整備

された経緯など登記簿の閲覧や関係者等に聞き取り、その状況把握を行い対応しているところでございます。

現状の対応といたしましては、その所有者や道路整備を行った組織など関係者に対し、老朽化の状況説明や安全性確保のために必要な点検の実施や維持修繕について適正な管理をお願いしているところでございます。また、法定外公共物の農道等の管理につきましては、境界確認や用途廃止の財産管理についての手続は町が行っておりますが、日常的な維持管理など機能管理については原則として受益者である水利組合や自治会などの地元関係者にお願いしているのが実情であり、本町においてはその維持修繕に必要な花崗土やコンクリートなど、材料の支給を行っているところでございます。

生活道路については、その所有や整備の経緯とは別に、買い物や通院といった日常的な移動から、火災や救急など緊急車両の通行、災害時の避難など様々な機能を有することから、町としてできる限りの対応をしたいと考えますが、全ての生活道路等の維持管理を町が担うことは財政面からも難しく、生活道路の維持修繕計画の策定につきましては現段階では策定することは難しいと考えます。なお、生活道路整備については、現在、国、県の補助等の制度を活用することができるメニューがなく、今後、生活道路の維持管理を進めていくには町としての取り組みなど施策を検討していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

道路は住民が毎日必ず使う公共インフラです。住民からは、道路が直るとありがたと言ってもらったりします。これからも地道に道路の整備を行っていただけたらと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

婚活・終活についてで、少子化が進んでいる多度津町では少子化対策の一環として、多度津町婚活支援事業補助金交付要綱に基づき、婚活事業を行う団体を支援しています。そのような中、多度津町商工会議所青年部が主催している婚活について、安心感を覚える方も多く、イベント内容についても充実していて人気があるようです。また、3月28日には、多度津藝術塾村プロジェクトチームにより藝術喫茶清水温泉で完熟婚活オリンピックが実施される予定と聞いております。

そこで、婚活支援についてお聞きします。

まず、婚活支援事業の充実についてということで、多度津町においては婚活支援事業を行う団体を支援することにより独身男女がカップルになる出会い

の場を提供し、多くのカップルも成立してきました。移住・定住促進とともに、さらなる人口減少、少子化対策として期待されています。しかし、カップルのうち何名が結婚し、どこに婚姻届を提出したかを把握できていません。もっと商工会議所との協力体制が必要ではないでしょうか。婚活支援事業の検証と課題及び今後の事業の方向性について伺います。

政策観光課長（河田 数明）

中野議員の婚活支援事業の充実についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、本町が取り組んでおります婚活事業につきましては、議員のご質問にもありました結婚活動を行う独身男女に出会いの場を提供する事業、または結婚を推進するための事業を行う団体に対し、1事業につき10万円を限度として補助を行う婚活支援事業補助金がございます。実績といたしましては、多度津商工会議所青年部が実施しております婚活事業に平成29年度より補助を行っており、当事業の参加者総数は平成29年度が45名、昨年度が27名、今年度が25名で、カップルの成立につきましては平成29年度が13組、昨年度が2組、今年度が1組との報告がございました。しかしながら、結婚に至ったかどうかの実績は把握できておりません。

また、香川県におきましては、平成28年10月に結婚支援を行う拠点としてかがわ縁結び支援センター、通称E N－M U S Uかがわを設置いたしております。E N－M U S Uかがわでは、結婚を希望する20歳以上の独身男女の1対1の出会いをサポートする縁結びマッチング事業や縁結びイベント事業が行われており、縁結びおせっかいさんと呼ばれるボランティアがサポートを行っております。本町といたしましては、協力団体として会員登録の促進やイベント情報の周知などを行っており、昨年6月現在の多度津町における縁結びマッチング登録者は県内1,262名のうち25名で、縁結びおせっかいさんの人数は県内97名のうち3名でございます。なお、この事業での成婚数は把握できているとのことですが、個人情報保護の観点から公表はされておりません。議員ご質問の本町での婚活事業の検証につきましては、先ほど述べましたとおりできておりませんが、新たな出会いのきっかけの場となるとともに、地域全体で結婚を希望する男女を応援する機運の醸成につながっているものと考えております。併せて、町内の施設や食材を活用することで、参加いただいた方々に町の魅力を発信することができているものと考えております。

課題につきましては、近年参加者が集まりにくいことや、議員ご指摘のとおり成功数の把握などができていないことが上げられます。このことから、今後の方向性としていたしましては、婚活事業を実施している町内の団体及びE N

－MUSUかがわなどの関係機関との連携を一層強化し、事業の周知や事業実施後のアフターフォローについても研究して、婚活事業が効果的な取り組みとなるように充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次、結婚支援について伺います。

婚活でカップルが成立しても、経済的な理由で結婚に踏み出せない若者が多くいます。生涯未婚率が年々増加傾向にある要因の一つとしても上げられています。国立社会保障・人口問題研究所が出しているデータによれば、結婚の意思のある未婚者を対象に、１年以内に結婚するとしたら何が障害になるかを調べたところ、結婚資金との回答が最も多く、男性で43.3%、女性で41.9%、次に結婚のための住居との回答が男性で21.2%、女性で15.3%とされています。国の結婚新生活支援事業では、結婚に伴う住居費や引っ越し費用などを補助し、新生活の応援をしています。年間所得の上限はありますが、必要経費の2分の1を国が負担し、2分の1を町が負担するものです。そこで、多度津町の結婚支援について伺います。

まず、本町においても、経済的な理由で結婚に踏み出せない若者を後押しする国の結婚新生活支援事業を活用し、新婚世帯を支援してはどうか、町長の見解をお伺いします。

また、婚姻届を多度津町へ提出し、結婚される全ての方を真心から祝福することができ、喜んでもらえる記念撮影用フォトスタンドの設置を提案しますが、町長の見解をお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の結婚支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、国の結婚新生活支援事業につきましては、地域少子化対策重点推進交付金事業の一つとして、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する自治体を対象に、国が地方自治体に対し支援額の一部を補助するもので、議員のおっしゃるとおり補助率は2分の1、交付上限額は1世帯当たり事業費ベースで30万円、対象世帯は夫婦ともに34歳以下、かつ世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯でございます。

香川県内における実施自治体を調べたところ、昨年度には3自治体が実施しておりました。しかしながら、本年度におきましては1自治体が結婚活動への支援に切り換えたことから、2自治体が実施しております。実施しております自治体に確認したところ、問い合わせはあるものの所得要件が満たされず、補助対象にならない世帯があることから、補助の活用実績は少ないとのことでした。

平成27年に国立社会保障・人口問題研究所が行った第15回出生動向基本調査によりますと、結婚意思のある未婚者が独身にとどまっている理由として最も多いのが、男女ともに適当な相手にめぐりあわないでございます。こうした現状を踏まえて、本町の婚活支援の方向性として、町の特色や魅力を生かした婚活事業に対しすべきであると考えておりましたが、議員ご指摘のとおり、先ほどの調査結果の中には結婚資金が足りない、住居のめどが立たないといった経済的理由の回答も多いことから、新婚世帯の経済的な支援も含め、結婚支援について検討してまいりたいと考えております。

次に、結婚記念撮影用フォトスタンドの設置についてでございますが、現在、本町では婚姻届を出された方に町内の協賛企業で利用できるクーポン券をお渡ししております。また、平成27年4月に町花町木である桜や特産品のブドウなどをデザインした「たどつ婚姻届」を作成をし、この婚姻届を出された方には永久の愛を誓ったお二人を祝福する気持ちも込めて、カラーコピーした婚姻届を特製オリジナルファイルに入れてプレゼントしております。たどつ婚姻届の届け出実績といたしましては、平成27年度は婚姻届の提出303組中102組、平成28年度は299組中72組、平成29年度は285組中55組、昨年度は221組中53組から「たどつ婚姻届」を使用し届け出をされております。今後も議員からのご提案もありました結婚記念撮影用フォトスタンドの設置を検討し、多度津町で婚姻届を提出いただき、幸せいっぱいのお二人を心から祝福するための取り組みを続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、終活についてお伺いします。

数年前に終活ブームが起こって以来、その言葉を耳や目にする機会が増えてきたと思います。一口に終活といっても、葬儀、お墓、相続、遺言書など、その内容は様々です。言葉を知っていても実際にはどういったことをすればよいのか、何から取りかかればよいのか分からない人も少なくないのではないのでしょうか。高齢化で様々な終活がクローズアップされる中、終活を奨励する自治体は増えています。補助金や終活ノートの配布など、自治体の支援は様々です。

そこで、多度津町の終活支援の実態についてお伺いします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

終活支援の実態についてのご質問に答弁をさせていただきます。

終活支援につきましては、高齢者保険課と地域包括支援センターにおいて相談対応を行っております。しかし、高齢者福祉や介護保険に関する相談から終活相談へ発展するケースがほとんどであり、終活に関する相談のみを目的

で来庁されるケースは現時点ではございません。

次に、関連する補助金制度ですが、現時点ではございませんが、在宅医療介護連携推進事業の一環として地域包括支援センターが講座を開催しております。平成30年度に2回、「人生振り返りノートの書き方」講座を開催し、1回目の「終活の必要性」については26名が聴講し、2回目の「愛の伝え方、引き継ぎ方」については24名の町民の方が聴講されました。いずれも定員を超える参加となり、今年度は定員を30名に増やし、3月16日と23日に「エンディングノートの書き方」講座を開催する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染対策として7月以降へ延期させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

多度津町においても、ひとり暮らしの高齢者は年々増加しています。民生委員の方からも、終活についての相談も寄せられると聞いています。今後、高齢者人口の増加に伴って終活支援を求める声も当然上がってくると思います。身寄りがなく頼れる知人もいない場合、最期を迎えるに当たり本人の希望をかなえるということも行政の役目ではないでしょうか。相談窓口の充実というものを図るべきではないかと思います。今後の町の対応について伺います。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

中野議員のご質問の終活についての相談窓口の充実について答弁させていただきます。

町においては、町内に居住する高齢者及びその家族を対象に、弁護士による高齢者等相談を毎月第3火曜日に実施しております。また、関係機関と連携のもと、成年後見制度に関する相談についても令和元年10月から開始しております。成年後見制度のうち、任意後見制度は自分の判断能力が低下したときに備えて、将来誰にどのような支援をしてもらいたいかという内容を決めて契約を結んでおく制度であり、その相談窓口としてご利用いただければと思っております。なお、日程については広報にてお知らせをしております。

また、平成28年度から毎年、在宅医療介護連携事業の講演会を実施しております。平成28年度は「医療や介護が必要になっても最期まで自分らしく」というテーマのもと、尊厳死についての講演会を実施したところ、114名の参加があり大変好評でございました。平成29年度は「認知症になっても住み慣れた地域で生活するために」、平成30年度は「今から終活、まず話し合おう、後悔しない最期の迎え方」をテーマに、講演会を実施しております。今年も1月25日に創作落語「天国からの手紙」、講演としまして「人生会議と遺言に関する話」を実施しました。今後も住民の皆様が終活について考えるき

かけとなるような講演会を開催してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

婚活、終活、これは1人で問題を解決できなくて困っている人たちです。最終的に行動を起こすのは自分でしかできません。その手助けを、温かい気持ちで寄り添ってあげてサポートしてあげるのが行政の役目でないかなと思います。これからもよろしくお願いします。

次に、3番目の質問の教職員の働き方改革について質問申し上げます。

教職員を取り巻く課題として、長時間労働の問題があります。特に、近年は発達上の課題を抱える子供が増えたり、保護者の価値観が多様化したり、雑務と言われる調査ものが多く、総合学習の創設を初め、教科としての道徳や英語教育が盛んに行われるようになっていたり、中学校では部活動が盛んに行われていること、さらに2020年からはプログラミング教育の必須化の準備などにより、在勤時間が増えていると言われていています。本来、教員は自らの専門性を高める教材研究や児童・生徒と向き合う時間が大切であるはずですが。児童・生徒の教育には、教員がどのように関わることがとても重要な意味を持ちます。そのために、教員は専門性を高めることはもちろん、日々の生活の質を高め、人間性を磨くことが必要です。その上で、教員が授業の準備や児童・生徒と向き合う時間を確保することは、子供たちの健全な育ちに必要不可欠だと思います。

文部科学省は平成30年2月に、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの決定について通知を出しました。この通知では、業務を3つに分けて、業務改善に向けた取り組みを各教育委員会に対し、順次適切に行うように求めています。具体的な内容を読んでみると、例えば学校の先生と保護者や地域の方々が一緒に行っている登下校の見回りや挨拶運動などは、この通知では基本的に学校以外が担うべき業務となっていますが、本当に学校以外の業務としていいのでしょうか。毎朝児童・生徒たちと顔を合わせることで児童・生徒の様子の変化など先生が気づくことや、信頼関係が生まれる大切な時間でもあると思うのです。

また、児童・生徒の休み時間における対応や校内清掃は、必ず先生が担う必要のない業務となっています。これらの業務については、本当に教員が関わらなくてよい業務と分類すべきなのか疑問であります。この通知は、教員は勉強を教えるだけでよいと書いてあるようにも読み取れます。また、この通知では、教育委員会に対し所管の学校の業務改善に関して在校時間の縮減に向けた業務改善方針を策定するように求めています。

一方、町長の平成31年度施政方針の豊かな心を育てる教育の充実の中でも、教職員にとっても働きやすい環境の整備を進めてまいりますと述べられています。それは文部科学省の働き方改革の通知を受けての施政方針であると思われます。

そこで、次の2点について教育長にお伺いします。

まず、多度津町教育委員会では業務改善方針をいつ頃策定し、どのような内容を検討実施しているかお伺いします。

教育長（田尾 勝）

中野議員の多度津町教育委員会では業務改善方針をいつ頃策定し、どのような内容を検討実施しているかについてのご質問に答弁させていただきます。

平成29年10月の2週間、試行的に小学校、中学校において教職員が使用しているパソコンを活用して勤務時間の実態把握をしたところ、その2週間の町内の小・中学校の平均勤務時間は11時間39分でした。この結果から、本町においても長時間勤務が常態化していることが窺えました。こうした問題解決を図る取り組みにつきましては、学校のあり方を根本から問う課題でもあり、国の動き、出される施策等を十分に注視しながら検討を加えなければならないと考えております。学校現場や教育委員会レベルで、改善すべきことは速やかに実施するという方針のもとで総合教育会議、教育委員会において検討を加え、業務改善の4つの指針にまとめました。

1点目は、学校における勤務実態の把握。しっかり勤務実態を把握することです。2点目は部活動に関する休養日、活動時間の設定。3点目は、夏季休業中における学校閉庁日の設定。4点目は、業務の適正化と課題解決を図るための専門スタッフの配置。以上の4点について指針を定め、小・中学校からの協力を得るとともに要望も聞きながら実態に即した実施を進めており、一定の改善も図られているところであります。また、学校現場においても、長時間勤務の実態を解消するために会議の効率化、事務処理の効率化、公務分掌の見直しなどを通して、校長のリーダーシップのもとで主体的に業務改善を図っているところであります。

県教育委員会は平成30年3月に教職員の働き方改革プランを作成し、公表しております。その中で、取り組みの方向性を業務の適正化、業務の効率化、学校運営の改革と意識改革、保護者、地域への理解促進としており、全県的に共通して取り組んでいくことが望まれる重点項目を働き方改革となる勤務時間の客観的な把握、部活動に関する休養日、活動時間の設定、夏季休業中における学校閉庁日の設定、そして夜間、休日における留守番電話の導入としております。本町教育委員会としましては、この県のプランも参考にしな

がら、本町の実態に即した実効性のある取り組みを着実に進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

働きやすい環境の整備を実施したその成果と今後の課題についてお伺いします。

教育長（田尾 勝）

中野議員の働きやすい環境の整備を実施した成果と今後の課題についてのご質問に答弁させていただきます。

教職員の勤務実態ですが、令和元年度の4月から1月までの町内小・中学校の月当たりの80時間超過教職員数は、平均すれば5人に1人、19%でした。また、中身を見てみますと小・中の講師によって数は大きく異なりました。また、同じ小学校でも大きな差が生まれていることが分かりました。月ごとに比較すれば、6月が多く8月はゼロ%でした。平成29年度に比べて大幅な改善が図られていると言えますが、県の教職員働き方改革プランの目指すところである80時間を超過する教職員の数がゼロ%となるよう、今後も改善を続けていく必要があると思います。

改革の目的は、教職員は児童・生徒に関わる時間を持つことであり、この視点から全国学力・学習状況調査を見ると、こうした項目があるんですけども、先生は間違えたところ、理解していないところについて、分かるまで教えてくれていると思いますかの質問に対して、本町の児童は72%の児童が当てはまると答え、全国、県平均より高い数字が出ているということも成果の一端ではないかなと思います。

また、学校現場が主体性を持って改革のプロセスを大切にしながら、出退の管理、行事の精選、参加の見直し、会議の効率化を図る現場発信の取り組みが見られるようになったのも成果の一つであると思います。課題としては、ICT環境の充実、中でも校務支援システムの導入、オンライン研修の導入、また学校、家庭、地域の連携を図るコミュニティ・スクールの導入、拡張を進めること、また勤務時間を意識した働き方改革を進める留守番電話の導入などが今後の課題であります。

また、学校がチームで協力して教育活動に取り組めるようなシステムや雰囲気を作るとともに、ストレスチェックを初めとするメンタルヘルス対策を充実させ、教職員の心身ともに健康を維持できるようにすることも大切な課題です。

今後も国、県教委の動向も見据えながら、学校、保護者、地域の方々とともに、町内において子供たちが健やかに育つような環境を作る教職員の働き方

改革を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今の留守番電話サービスのことの再質問ですけれども、去る2月27日に教育委員会の学校教育係から教育関係者の方に、留守番電話サービスを導入することになったというメールが届いていると思います。その内容について簡単に説明をいただきたいと思います。

教育長（田尾 勝）

中野議員の留守番電話の導入について、懸案の重要課題であった訳ですが、今週の月曜日より留守番電話を導入することにしました。小学校では19時から朝の7時まで、また中学校では20時から朝の7時までということで、夜間の教職員の業務の改善とか、あるいは時間を意識した勤務をするということについて配慮できるようにしたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございました。

学校の先生が健康で子供たちを教育していただけるよう、メンタルヘルスの対策等、今後さらに充実させていただきますようお願いします。私たち議員も地域の住民の一人として、子供たちが健やかに育つよう協力させていただきます。

以上で私の質問を終わります。有難うございました。